

横須賀市

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

手数料一覧表

[手数料条例 別表第7第6項関係]

1. 省エネ適合性判定	新規	(法第12条関係)	1
2. 省エネ適合性判定	変更	(法第12条関係)	2
3. 省エネ適合性判定	軽微変更証明	(規則第13条関係)	3
4. 性能向上計画認定	新規	(法第34条関係)	4
5. 性能向上計画認定	変更	(法第36条関係)	6
6. 性能向上計画認定	軽微変更証明	(規則第28条関係)	9

※本一覧表の用語については、「手数料条例別表7」の例による。

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定

新規

(建築物省エネ法 第12条関係)

① 一戸建て住宅の適合判定申請手数料

床面積	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	29条認定済み (他の建築物)
200㎡未満	17,000円	25,000円	34,000円	4,700円
200㎡以上	19,000円	28,000円	38,000円	4,700円

② 共同住宅（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除いたもの）

床面積	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	29条認定済み (他の建築物)
300㎡未満	33,000円	51,000円	69,000円	9,400円
300㎡～2,000㎡	57,000円	86,000円	120,000円	20,000円
2,000㎡～5,000㎡	100,000円	150,000円	200,000円	45,000円
5,000㎡以上	160,000円	220,000円	280,000円	81,000円

③ 工場等の非住宅部分の適合性判定申請手数料

床面積	モデル建物法	モデル建物法以外	29条認定済み (他の建築物)
300㎡未満	19,000円	23,000円	9,400円
300㎡～1,000㎡	26,000円	31,000円	16,000円
1,000㎡～2,000㎡	38,000円	43,000円	27,000円
2,000㎡～5,000㎡	95,000円	100,000円	80,000円
5,000㎡～10,000㎡	140,000円	150,000円	130,000円
10,000㎡～25,000㎡	180,000円	190,000円	160,000円
25,000㎡以上	220,000円	230,000円	200,000円

④ 工場等以外の非住宅部分の適合性判定申請手数料

床面積	モデル建物法	モデル建物法以外	29条認定済み (他の建築物)
300㎡未満	87,000円	230,000円	9,400円
300㎡～1,000㎡	110,000円	290,000円	16,000円
1,000㎡～2,000㎡	150,000円	370,000円	27,000円
2,000㎡～5,000㎡	240,000円	530,000円	80,000円
5,000㎡～10,000㎡	310,000円	650,000円	130,000円
10,000㎡～25,000㎡	370,000円	770,000円	160,000円
25,000㎡以上	440,000円	870,000円	200,000円

2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定 変更 (建築物省エネ法 第12条関係)

申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ申請に係るものを合算した額

① 一戸建て住宅（既認定部分）

床面積	仕様基準		仕様・計算併用法		標準計算法	
200㎡未満	8,500円	17,000円	12,500円	25,000円	17,000円	34,000円
200㎡以上	9,500円	19,000円	14,000円	28,000円	19,000円	38,000円

② 共同住宅（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除いたもの）

床面積	仕様基準		仕様・計算併用法		標準計算法	
	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外
300㎡未満	16,500円	33,000円	25,500円	51,000円	34,500円	69,000円
300㎡～2,000㎡	28,500円	57,000円	43,000円	86,000円	60,000円	120,000円
2,000㎡～5,000㎡	50,000円	100,000円	75,000円	150,000円	100,000円	200,000円
5,000㎡以上	80,000円	160,000円	110,000円	220,000円	140,000円	280,000円

③ 工場等の非住宅部分の適合性判定変更申請手数料

床面積	モデル建物法		モデル建物法以外	
	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外
300㎡未満	9,500円	19,000円	11,500円	23,000円
300㎡～1,000㎡	13,000円	26,000円	15,500円	31,000円
1,000㎡～2,000㎡	19,000円	38,000円	21,500円	43,000円
2,000㎡～5,000㎡	47,500円	95,000円	50,000円	100,000円
5,000㎡～10,000㎡	70,000円	140,000円	75,000円	150,000円
10,000㎡～25,000㎡	90,000円	180,000円	95,000円	190,000円
25,000㎡以上	110,000円	220,000円	115,000円	230,000円

④ 工場等以外の非住宅部分の適合性判定変更申請手数料

床面積	モデル建物法		モデル建物法以外	
	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外
300㎡未満	43,500円	87,000円	115,000円	230,000円
300㎡～1,000㎡	55,000円	110,000円	145,000円	290,000円
1,000㎡～2,000㎡	75,000円	150,000円	185,000円	370,000円
2,000㎡～5,000㎡	120,000円	240,000円	265,000円	530,000円
5,000㎡～10,000㎡	155,000円	310,000円	325,000円	650,000円
10,000㎡～25,000㎡	185,000円	370,000円	385,000円	770,000円
25,000㎡以上	220,000円	440,000円	435,000円	870,000円

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定

軽微変更証明

(建築物省エネ法施行規則 第13条関係)

① 一戸建て住宅の適合判定申請手数料

床面積	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
200㎡未満	8,500円	12,500円	17,000円
200㎡以上	9,500円	14,000円	19,000円

② 共同住宅（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除いたもの）

床面積	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
300㎡未満	16,500円	25,500円	34,500円
300㎡～2,000㎡	28,500円	43,000円	60,000円
2,000㎡～5,000㎡	50,000円	75,000円	100,000円
5,000㎡以上	80,000円	110,000円	140,000円

③ 非住宅

床面積	工場等の非住宅部分		工場等以外の非住宅部分	
	省エネ基準 モデル建物法	省エネ基準 モデル建物法以外	省エネ基準 モデル建物法	省エネ基準 モデル建物法以外
300㎡未満	9,500円	11,500円	43,500円	115,000円
300㎡～1,000㎡	13,000円	15,500円	55,000円	145,000円
1,000㎡～2,000㎡	19,000円	21,500円	75,000円	185,000円
2,000㎡～5,000㎡	47,500円	50,000円	120,000円	265,000円
5,000㎡～10,000㎡	70,000円	75,000円	155,000円	325,000円
10,000㎡～25,000㎡	90,000円	95,000円	185,000円	385,000円
25,000㎡以上	110,000円	115,000円	220,000円	435,000円

■特記事項（「建築物エネルギー消費性能適合性判定」関係の各表中の用語）

- ※「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による評価方法のことである。
- ※「仕様・計算併用法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号第ロ(1)に規定する基準による評価方法のことである。
- ※「標準計算法」とは、「仕様基準」「仕様・計算併用法」以外の方法による評価方法のことである。
- ※「省エネ基準モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による評価方法のことである。
- ※「既判定部分」とは、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画の部分のことである。
- ※「既判定以外」とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画に追加する部分のことである。
- ※「29条認定済み（他の建築物）」とは、法第29条第3項に規定する、性能向上計画認定の申請に係る建築物以外の建築物のことである。

4. 性能向上計画認定 新規 (建築物省エネ法 第29条関係)

(1) 確認申請と併せて申請をしない場合

① 非住宅建築物の性能向上計画認定申請手数料

床面積	適合証あり	適合証なし	
		省エネ誘導基準に [※] ル建物法	省エネ誘導基準に [※] ル建物法以外
300㎡未満	9,400円	87,000円	230,000円
300㎡～1,000㎡	16,000円	110,000円	290,000円
1,000㎡～2,000㎡	27,000円	150,000円	370,000円
2,000㎡～5,000㎡	80,000円	240,000円	530,000円
5,000㎡～10,000㎡	130,000円	310,000円	650,000円
10,000㎡～25,000㎡	160,000円	370,000円	770,000円
25,000㎡以上	200,000円	440,000円	870,000円

② 一戸建ての住宅の性能向上計画認定申請手数料

床面積	適合証あり	適合証なし		
		誘導仕様基準	誘導仕様・計算併用法	標準計算法
200㎡未満	4,700円	17,000円	25,000円	34,000円
200㎡以上		19,000円	28,000円	38,000円

③ 共同住宅の性能向上計画認定申請手数料

(共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除いたもの)

床面積	適合証あり	適合証なし		
		誘導仕様基準	誘導仕様・計算併用法	標準計算法
300㎡未満	9,400円	33,000円	51,000円	69,000円
300㎡～2,000㎡	20,000円	57,000円	86,000円	120,000円
2,000㎡～5,000㎡	45,000円	100,000円	150,000円	200,000円
5,000㎡以上	81,000円	160,000円	220,000円	280,000円

④ 複合建築物の性能向上計画認定申請手数料

非住宅、一戸建ての住宅、共同住宅のうち申請に係るものを合算

⑤ 複数棟の性能向上計画認定申請手数料

申請建築物1棟ごとの非住宅、一戸建ての住宅、共同住宅、複合建築物の認定申請手数料を合算

(2) 確認申請と併せて性能向上計画認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

2. (1) ①から⑨の手数料に床面積に応じ次の手数料を加算

(移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更の場合は1/2の床面積)

床面積	手数料	床面積	手数料
30㎡未満	15,000円	1,000㎡～2,000㎡	93,000円
30㎡～100㎡	28,000円	2,000㎡～5,000㎡	160,000円
100㎡～200㎡	43,000円	5,000㎡～10,000㎡	280,000円
200㎡～300㎡	48,000円	10,000㎡～30,000㎡	370,000円
300㎡～500㎡	55,000円	30,000㎡～50,000㎡	460,000円
500㎡～1,000㎡	66,000円	50,000㎡以上	900,000円

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

2. (1) ①から⑨の手数料に17,000円(小荷物専用昇降機については8,000円)を加算

5. 性能向上計画認定 変更 (建築物省エネ法 第36条関係)

(1) 確認申請と併せて申請をしない場合

① 一戸建ての住宅の性能向上計画変更認定申請手数料

床面積	適合証あり	適合証なし		
		誘導仕様基準	誘導仕様・計算併用法	標準計算法
200㎡未満	2,350円	8,500円	12,500円	17,000円
200㎡以上		9,500円	14,000円	19,000円

② 共同住宅の性能向上計画変更認定(適合証あり)申請手数料

(共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除いたもの)

床面積	適合証あり	
	既認定部分	既認定以外
300㎡未満	4,700円	9,400円
300㎡～2,000㎡	10,000円	20,000円
2,000㎡～5,000㎡	22,500円	45,000円
5,000㎡以上	40,500円	81,000円

床面積	誘導仕様基準		誘導仕様・計算併用法		標準計算法	
	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外	既判定部分	既判定以外
300㎡未満	16,500円	33,000円	25,500円	51,000円	34,500円	69,000円
300㎡～2,000㎡	28,500円	57,000円	43,000円	86,000円	60,000円	120,000円
2,000㎡～5,000㎡	50,000円	100,000円	75,000円	150,000円	100,000円	200,000円
5,000㎡以上	80,000円	160,000円	110,000円	220,000円	140,000円	280,000円

③ 非住宅建築物の性能向上計画変更認定申請手数料

床面積	適合証あり	
	既認定部分	既認定以外
300㎡未満	4,700円	9,400円
300㎡～1,000㎡	8,000円	16,000円
1,000㎡～2,000㎡	13,500円	27,000円
2,000㎡～5,000㎡	40,000円	80,000円
5,000㎡～10,000㎡	65,000円	130,000円
10,000㎡～25,000㎡	80,000円	160,000円
25,000㎡以上	100,000円	200,000円

床面積	適合証なし			
	省エネ誘導基準等 ^ア の建築物法		省エネ誘導基準等 ^ア の建築物法以外	
	既認定部分	既認定以外	既認定部分	既認定以外
300㎡未満	43,500円	87,000円	115,000円	230,000円
300㎡～1,000㎡	55,000円	110,000円	145,000円	290,000円
1,000㎡～2,000㎡	75,000円	150,000円	185,000円	370,000円
2,000㎡～5,000㎡	120,000円	240,000円	265,000円	530,000円
5,000㎡～10,000㎡	155,000円	310,000円	325,000円	650,000円
10,000㎡～25,000㎡	185,000円	370,000円	385,000円	770,000円
25,000㎡以上	220,000円	440,000円	435,000円	870,000円

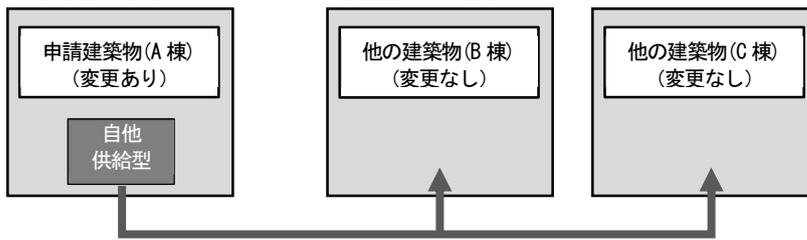
④ 複合建築物の性能向上計画変更認定申請手数料

非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅のうち申請に係るものを合算

⑤ 複数棟の性能向上計画変更認定申請手数料

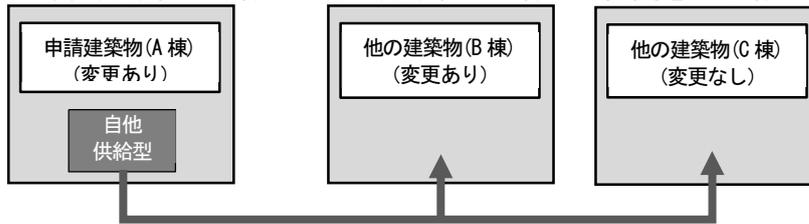
以下のパターンを参考に算定

ア. 申請建築物（A棟）の変更をする場合



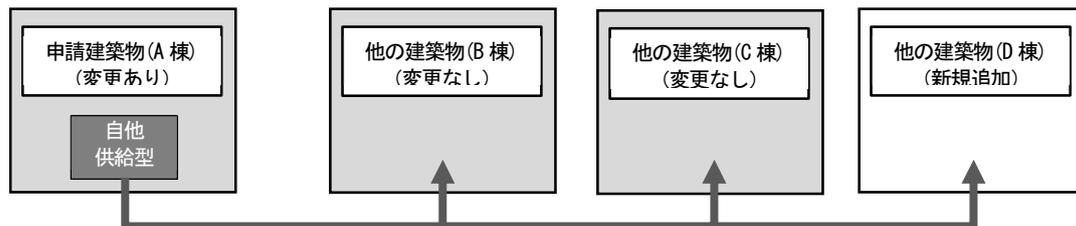
・ A棟の変更手数料

イ. 申請建築物（A棟）と他の建築物（B棟）の変更をする場合



・ A棟の変更手数料+B棟の変更手数料

ウ. 申請建築物（A棟）の変更と他の建築物（D棟）の追加をする場合



・ A棟の変更手数料+D棟の新規手数料

エ. 申請建築物（A棟）の変更と他の建築物（C棟）の除却をする場合



・ A棟の変更手数料のみ

(2) 確認申請と併せて性能向上計画変更認定申請をする場合

① 建築物に関する確認申請と併せて申請

5. (1) ①から⑤の手数料と「4. (2) ①の表」の床面積に応じた(変更部分の1/2の床面積(増加する部分にあつては増加床面積))手数料を加算する

② 建築設備に関する確認申請と併せて申請

3. (1) ①から⑤の手数料に下記区分に応じて手数料を加算する。

建築設備を新たに設置	17,000円(小荷物専用昇降機8,000円)
確認済み建築設備を変更設置	10,000円(小荷物専用昇降機5,000円)

6. 性能向上計画認定 軽微変更証明 (建築物省エネ法施行規則 第28条関係)

申請に係る建築物の床面積又は住戸数に応じ、それぞれ次に掲げる額

① 一戸建ての住宅

床面積	手数料
200㎡未満	17,000円
200㎡以上	19,000円

② 共同住宅(共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除いたもの)

床面積	手数料
300㎡未満	34,500円
300㎡～2,000㎡	60,000円
2,000㎡～5,000㎡	100,000円
5,000㎡以上	140,000円

③ 非住宅部分

床面積	省エネ誘導基準行 ^レ ル建物法	省エネ誘導基準行 ^レ ル建物法以外
300㎡未満	43,500円	115,000円
300㎡～1,000㎡	55,000円	145,000円
1,000㎡～2,000㎡	75,000円	185,000円
2,000㎡～5,000㎡	120,000円	265,000円
5,000㎡～10,000㎡	155,000円	325,000円
10,000㎡～25,000㎡	185,000円	385,000円
25,000㎡以上	220,000円	435,000円

■特記事項（「性能向上計画認定」関係の各表中の用語）

※「適合証」とは、「省エネ誘導基準適合証（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が省エネ誘導基準に適合していることを証して交付する書類又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書）」のことである。

※「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による評価方法のことである。

※「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)又はロ(1)に規定する基準による評価方法のことである。

※「標準計算法」とは、「誘導仕様基準」「誘導仕様・計算併用法」以外の方法による評価方法のことである。

※「省エネ誘導基準モデル建物法」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(工場等にあつては、同号ロ(2)に規定する基準)による評価方法のことである。

※「既認定部分」とは、既に第29条に基づく認定を受けた部分のことである。

※「既認定以外」とは、既に第29条に基づく認定部分以外の部分のことである。